

令和7年度「男女共同参画に関する県民意識調査」業務委託仕様書

1 調査目的

県民の意識及び生活の実態を把握し、和歌山県男女共同参画推進条例第7条に定める基本計画策定の基礎資料とする。

2 県民意識調査の概要

- (1) 調査対象 和歌山県内に在住の18歳以上の男女各1,500人（令和7年4月1日現在）
- (2) 抽出方法 市町村別、年齢層別、男女別に住民基本台帳から無作為抽出
- (3) 調査方法 郵送によるアンケート用紙の配付・回収
- (4) 調査設問数 全38問程度
- (5) 調査時期 令和7年7～8月頃（調査期間は4週間程度）
- (6) 契約期間 契約締結の日から令和7年12月19日（金）まで

3 委託業務内容

(1) 調査の実施

ア 調査対象者の抽出

- ・ 調査対象の抽出は県が実施し、対象者の氏名と住所を印字したタックシールを受託者に提供する。

イ 調査票等の作成・送付

(a) 依頼状及び調査票の作成

- ・ 依頼状及び調査票の電子データ（Word版）は県が提供する。
- ・ 受託者は当該データを基にデザインしたものを、A4判で下記のとおり各3,100部を作成する。

依頼状	片面印刷（1部あたり1枚）
調査票	両面印刷（1部あたり15枚程度）
- ・ 調査票にはふりがなを振ること。
- ・ 印刷に使用する用紙は受託者が調達する。

(b) 送付用・回収用封筒の作成等

- ・ 調査票等の送付に使用する封筒（角形2号封筒3,100枚）は県が提供する。その封筒に県から提供があったタックシールを貼付し、使用する。
- ・ 調査票の回収に使用する封筒は受託者が調達する。
- ・ 受託者は、送付用・回収用封筒に、県と協議のうえ決定した内容を印刷する。
- ・ 回収用封筒は受託者の料金受取人扱いとすること。

(c) 調査票等の送付

- ・ 受託者は、依頼状、調査票及び回収用封筒を前記(b)の送付用封筒に封

入し、調査対象者全員に送付する。

- ・ 調査票等の送付に係る通信経費は受託者の負担とする。
- ・ 送付日については県と協議して決定するものとする。

ウ 調査票の回収

(a) 回収方法について

- ・ 回収方法は郵送を基本とするが、インターネットを利用した調査等、効率的かつ回収率が向上する回収方法を提案できる。インターネットを利用する場合は、回答フォームの作成にあたり下記に留意すること。
 - ・ 設問に応じて分岐させる等、回答しやすいものにする。
 - ・ 1台のパソコンから何度も回答できないようにする機能を付加すること。
 - ・ スマートフォンからでも操作及び回答しやすく、かつ集計に支障がないものとする。

(b) その他留意点

- ・ 調査票の回収先は受託者とする。
- ・ 調査票の回収に係る通信経費は受託者の負担（料金受取人払い）とする。
- ・ 回収率向上のための措置を講じること。

エ 礼状兼督促状の作成・送付

(a) 礼状兼督促状の作成

- ・ 礼状兼督促状の電子データ（Word版）は県が提供する。
- ・ 受託者は、当該データを基にデザインしたものをA4判用紙で、各3,100部作成する（1部あたり1枚）。
- ・ 印刷に使用する用紙は受託者が調達する。

(b) 礼状兼督促状用封筒の作成

- ・ 礼状兼督促状等の送付に使用する封筒（長形3号封筒3,100枚）は県が提供する。その封筒に県から提供があったタックシールを貼付し、使用する。
- ・ 受託者は、礼状兼督促状用封筒に、県と協議のうえ決定した内容を印刷する。

(c) 礼状兼督促状の送付

- ・ 受託者は、礼状兼督促状及び回収率向上のための御礼の品を前記(b)の封筒に封入し、調査対象者全員に送付する。
- ・ 礼状兼督促状の送付に係る通信経費は受託者の負担とする。
- ・ 送付日については県と協議して決定するものとする。

(2) 回収データの入力、集計及び分析

ア 集計方法

- ・ 設問毎に単純集計及び基本属性を軸としたクロス集計を行う。
- ・ 自由意見欄に記入された文章も入力・集計すること（原則、原文のままを入力することとするが、誤字がある場合や内容が不明な場合、記載す

べき内容か疑義がある場合については県と協議すること）。

- ・ 集計方法の詳細については県と協議すること。

イ 単純集計結果の報告

- ・ 単純集計結果については、調査終了後 1 か月以内に県に書面及び電子データ（Excel、Word 等）で報告すること。

ウ 集計結果の分析

- ・ 集計結果を基に項目別、基本属性別等に見られる特徴や傾向をグラフや図表等を用いて分かりやすく分析すること。
- ・ 男女共同参画の推進にかかる効果的な施策を提言するうえで、有効なクロス集計項目を設定し、特徴や傾向を分析すること。
- ・ 過年度調査（平成 27 年度、令和 2 年度）と比較し、経年変化や特徴や傾向を分析すること。
- ・ 分析方法の詳細については県と協議すること。

エ 分析結果の報告

- ・ 分析結果については、調査終了後速やかに県に書面及び電子データ（Excel、Word、PDF 等）で報告すること。

（3）報告書及び概要版の作成

ア 報告書及び概要版の作成

- ・ 受託者は調査の分析結果を報告書にまとめること。
- ・ 報告書をまとめた概要版を作成すること。
- ・ 県と協議のうえ作成すること。

イ 報告書及び概要版の仕様

- ・ 報告書は A 4 判 130 ページ程度の単色刷りとし、表紙に特厚口用紙を用いて無線綴じ製本すること。
- ・ 概要版は A 4 判 15 ページ程度のカラー刷りとし、中綴じ製本すること。
- ・ 部数は各 250 部とする。

ウ 報告書及び概要版の提出

- ・ 令和 7 年 12 月 19 日（金）17 時までに提出すること。
- ・ 冊子の他に電子データ（Excel、Word 等）及びホームページ掲載用 PDF データを記録した CD-ROM 等を併せて提出すること。
- ・ 報告書データは黒・一色の二色のものとし、概要版データはカラーのものとする。
- ・ 提出先は和歌山県共生社会推進部こども家庭局多様な生き方支援課とする。

4 その他

- ・ 業務実施にあたり疑義が生じた場合は速やかに県と連絡を取り、協議のうえ業務の実施方法を決定すること。
- ・ 業務の主な区切りには協議・打合せを行い、その結果を記録し相互に確認す

ること。連絡事項についても同様に記録し確認するものとする。なお、それぞれの協議録等は受託者が作成すること。

- ・ 打ち合わせ等に係る交通費等諸経費については受託者の負担とする。
- ・ この委託により発生する報告書等成果物の著作権は全て県に帰属する。